



令和6年度版 福津で創業をお考えの方へ

# 福津市創業支援補助金



福津市では、市内で創業する方を支援するため、創業に要する経費の一部を補助します。

## 対象者

次のいずれかに該当する者

- ・交付申請する同年度内に、市内で創業を予定している個人または会社
- ・市内で創業後、1年未満の個人または会社

※個人の場合は、申請年度内に市内に住所を有し、かつ市内に主たる事業所を有する、またはその予定であることが必要。会社の場合は、申請年度内に主たる事業所を有する、またはその予定であることが必要。

対象経費となるのは、交付決定日以降に購入するもの。(賃借料は例外)

## 対象経費

補助の対象となる経費は以下のもの(消費税額は含まないものとする)

### 改装費



外装工事、内装工事、設備工事、上下水道改修等に係る工事費(原則、市内事業者が施工するもの)

### 設備費



事業に必要な機械装置、工具、機器、備品(凡庸性が高いものは対象外)

### 広告宣伝費



パンフレット等の印刷代、ダイレクトメール等の郵送料、展示会の出展料、ホームページ作成料

### 賃借料



事務所または店舗等の賃借料(交付決定日の翌月から申請年度末まで)

## 補助額

対象経費の1/2以内(上限50万円)

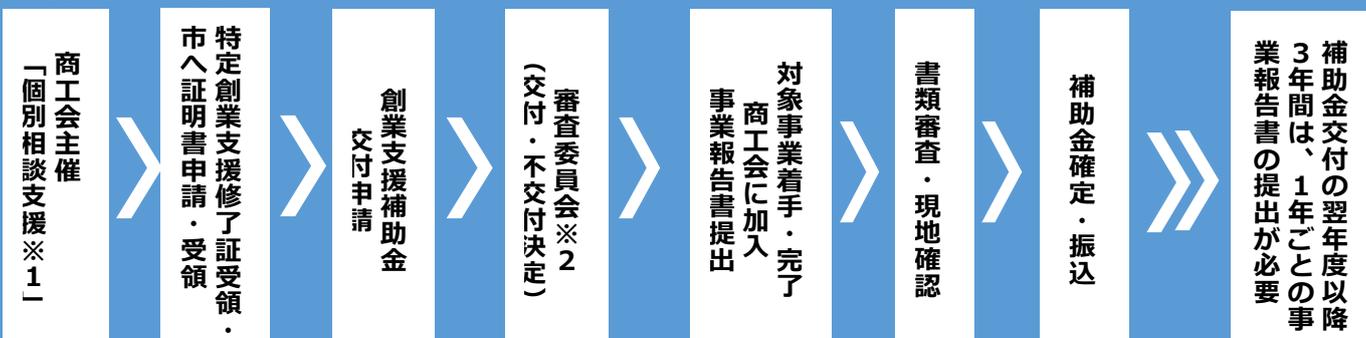
※千円未満の端数は切り捨て、当該年度の予算の範囲内で補助

## 申請受付

随時申請受付(毎月15日〆切)

(ただし、予算額に達した時点で受付終了)

## 補助金申請の流れ



※1 市商工会において、1か月以上にわたり、個別で相談支援を4回以上受ける必要があります。

※2 毎月15日(土日祝の場合はその前開庁日)までに申請があったものを同月内に審査し、交付の可否を決定します。

※内容については変更になる場合がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

## 問い合わせ

《申請について》 福津市商工振興課 商工振興係 TEL:0940-62-5013

《創業支援について》 福津市商工会 TEL:0940-42-0315

# 福津市創業支援補助金

## 補助対象者

福津市内における創業者であって、次に掲げる全ての要件を満たすもの

(1) 次のいずれかに該当するもの

- ア 事業を営んでいない個人であって、市内に住所を有し、かつ、市内に主たる事業所を有する意思を持っている者(申請年度内に住所を有する予定の者も含む)
- イ 事業を営んでいない個人であって、市内で新たに会社を設立し、申請年度内に市内に主たる事業所を有する予定の者
- ウ 事業開始後1年を経過していない個人であって、市内に住所を有し、かつ、市内に主たる事業所を有している者(申請年度内に住所を有する予定の者も含む)
- エ 市内で設立後1年を経過していない会社の創業者であって、市内に主たる事業所を有している者(すでに事業を営んでいる個人が法人化する場合を除く)

(2) 福津市特定創業支援等事業に係る証明書の交付を受けていること

(3) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと

(4) 市、福津市商工会及び地域と連携して、地域の活性化に貢献できる者であること

※以下は対象外

- ・既にこの補助金を受けた者
- ・過去に空き店舗等活用事業補助金を受けた者
- ・福津市企業センターの入居者(予定も含む)
- ・福津市暴力団等追放推進条例第2条第2～5号に該当する者

## 補助対象事業

次に掲げる全ての要件を満たすもの

(1) 需要、雇用等を生み出す見込みがあり、市の商工業の発展と活性化に貢献できること

(2) 金融機関等からの資金調達や自己資金で事業の実施が十分見込まれる計画であること

(3) 申請書に添付する創業事業計画に基づき実施するものであること

※以下は対象外

- ・宗教的活動又は政治的活動が目的のもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・風営法第2条に該当するもの
- ・フランチャイズ契約又はこれに類するもの
- ・農業、林業、漁業、金融業、保険業、病院、一般診療所、歯科診療所、民泊新法の規制の対象となるもの、産廃処理業等

## 補助対象経費

※消費税額は含まないものとする。

項目	具体例	対象外
改装費	事務所等の外装工事、内装工事、設備工事、上下水道改修等(建物の増改築に該当しないもの)に係る工事費(原則、市内に事業所もつ業者が施工するもの)	住居部分に係る工事費、外構工事、建築資材・機器・設備・備品等を購入し、申請者自らが施工する工事費、電話・ケーブルテレビ・インターネット等の屋外回線工事費、電圧変更等に係る各種申込手数料等
設備費	申請する事業において直接必要な機械装置、工具及び機器もしくは備品	パソコン、タブレット及び車両本体等の購入等(凡庸性が高く、目的外使用になりえるもの)、中古品等
広告宣伝費	パンフレット等の印刷費、ダイレクトメール等の郵送料、展示会の出展料、ホームページ作成料等	切手の購入に係る経費等
事務所の賃借料	交付決定日の翌月から申請年度の3月31日までの事務所又は店舗等の賃借料(事務所併用住宅の場合は、事務所及び住宅の面積に応じて按分)	申請者本人、又は3親等以内の親族が所有する不動産等、住居部分の賃借料、借入れに伴う敷金・礼金・保証金・仲介手数料・共益費・火災及び地震保険料等これに類する経費
補助額	補助対象経費から他の補助金等を控除した額の1/2以内(上限50万円)	

## 必要書類

※自社内部、資本関係にあるもの、親族等、補助事業者と密接な関係を有するものとの取引及び発注にかかる経費は対象外

福津市創業支援補助金交付申請書に次の書類が必要です。

- ① 福津市創業支援補助金交付申請者調書
- ② 誓約書
- ③ 創業事業計画書
- ④ 福津市の特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- ⑤ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書又は滞納がない旨の証明
- ⑥ 住民票の写し(既に市内に住所を有する個人事業主の場合)
- ⑦ 登記事項証明書の写し(既に法人登記をしている場合)
- ⑧ 開業届の写し(個人事業主に限る)
- ⑨ 事業に係る許可証の写し(許可が必要な業種に限る)
- ⑩ 補助対象経費に係る見積書等の写し
- ⑪ 事務所等の賃貸借契約書の写し(対象経費に賃借料を含む場合)
- ⑫ 国、県、市、その他団体等からの補助金の概要がわかる書類(該当する場合に限る)
- ⑬ その他市長が必要と認める書類